

遠隔診療の取組事例

【前編】

- NOSAI北海道における遠隔診療のマニュアル化の取組

【後編】

- 家畜の遠隔診療の活用事例

令和 7 年 6 月

農林水産省

消費・安全局畜水産安全管理課

経営局保険監理官

➤ NOSAI北海道における遠隔診療のマニュアル化の取組

- 家畜診療所用マニュアル及び農家用マニュアルを整備し、遠隔診療の円滑な実施を確保。

〈マニュアル概要〉

1 対象農家の選定

- ・農家が遠隔診療に対応可能かの選定条件を規定しており、その充足状況を確認
- ・選定農家に留意事項を説明
- ・農家が「遠隔診療利用申込書」を作成し申込

2 医薬品の交付方法の選択

- ・家畜診療所が医薬品の交付方法について、①予見薬（※）を牛群に処方、②配送、③農家が窓口で受取、④指示書を発行し農家が販売業者で購入 から選択
- ・予見薬の場合、種類と量を設定し、管理・使用方法を指導の上、代金を交付時の薬価に上乗せして徴収

3 遠隔診療の実施

- ・農家は農家用マニュアルの手順に沿って遠隔診療アプリで診療依頼
- ・獣医師は家畜診療所マニュアルの手順に沿って診療、農家は指示内容を記録
- ・診療後、獣医師は関係書類を電子配信、農家は医薬品の使用状況を記録

4 予見薬に係る在庫確認及び診療料金の請求

- ・家畜診療所は、定期的に農場で予見薬の在庫確認をし、適正に使用されていることを確認。
- ・家畜診療所は病傷事故の転帰後、使用した予見薬に係る損害の額（予見薬処方時の医薬品代又は薬価の9割の低い方）を共済金として組合員へ給付。

※ 本資料では、農場での過去の疾病発生状況等から必要な医薬品の種類と量を予見し牛群に処方した医薬品を「予見薬」という。以下同じ。1

○ 対象農家の選定

選定条件

遠隔診療に際して、農家が実施する次の事項への対応が可能な者を選定。

- ① アプリを利用した往診依頼及び患畜の撮影
- ② 獣医師の指示に沿った適切な処置・投薬
- ③ 予見薬の適正な管理

留意事項の説明

- 遠隔診療に係るデータ通信料の自己負担
- 獣医師の指示内容（処置・投薬、出荷制限期間等）の聞き間違い防止のための農家自身での記録
- 予見薬の管理方法及び使用方法
- 病傷事故で予見薬を使用した場合の診療料金の請求



農家が遠隔診療利用申込書を提出

○ 医薬品の交付方法の選択

- 遠隔診療において農家が投与する医薬品の交付は、予見薬を牛群に処方する方法と、診療後に都度交付する方法があり、獣医師による定期検診の有無、農家が予見薬の適正な管理及び投与に対応可能か等を考慮して家畜診療所が交付方法を選択。

① 予見薬を牛群に処方

予見薬の交付



② 配送業者又は組合職員による配送

診療後に都度交付



③ 窓口での受取



④ 指示書による購入



○ 予見薬の選定及び処方

- 指導機関（道庁）とも協議の上で予見可能な医薬品をリスト化。
- 通年の診療対応や群検診の実施等により過去の牛群での事故発生率や繁殖成績等を把握している農場に対して、疾病発生状況、医薬品使用実績及び牛群構成に基づき、必要な医薬品の種類及び量を予見。
- 遠隔診療で診療する疾病を農家と協議し、予見薬を牛群全体への処方として農家に交付。

予見での交付が可能な医薬品のリスト化

- 条件
- 1

毒薬及び劇薬は原則不可
- 2

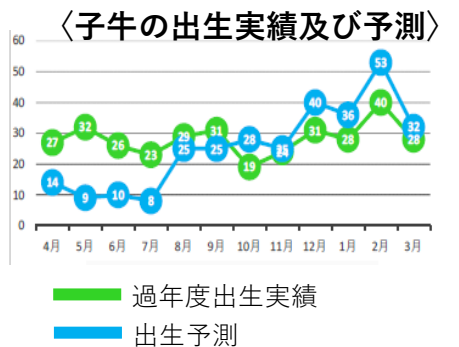
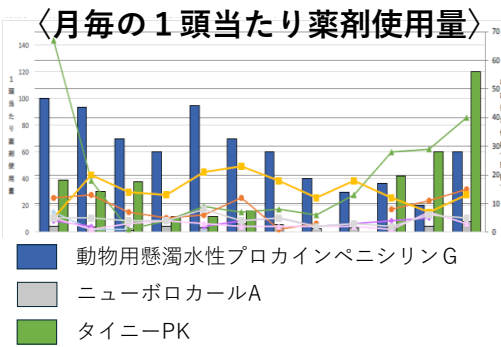
応急処置に必要不可欠な医薬品

指導機関と協議

予見可能な医薬品
リストの作成
第1次選択の抗生剤、カルシウム剤、止血剤等の約40種類を掲載

農場で必要な予見薬の種類及び量の決定

疾病発生状況、医薬品使用実績及び牛群構成に基づき、農場ごとに必要な医薬品の種類及び量を予見。



〈医薬品別使用実績及び予見薬数量〉

医薬品名	規格	単位	使用延頭数	使用数量計	月平均使用量	予見薬数量
動物用懸濁水性プロカインペニシリンG	100mLV	1mL	28	1,800	150	100ml
ニューボロカルA	500mlV	500ml 1V	42	186	15.5	15本
タイニーPK	3g1本	1本	16	548	45.7	24本

遠隔診療で診療する疾病を農家と協議の上、必要な予見薬を農家に交付

○ 予見薬の管理・使用の指導及び代金の徴収

- 予見薬を用いた遠隔診療を行う場合、あらかじめ農家に予見薬の保管場所、在庫管理及び使用方法を指導。
- 予見薬の代金は予見薬交付時の薬価に上乗せして設定。約款により予見薬の適正管理、使用等を義務付け、予見薬の無断使用や指示内容と異なる方法での使用を抑制。

管理方法の指導

保管

- ① 家畜の飼養場所、飼料、生産物とは別の場所に保管。
- ② 使用時以外は触れることが出来ない場所での保管。
- ③ 対面診療で処方された医薬品、自己購入した医薬品と区別。

使用記録

予見薬の種類ごとに在庫状況を記録。
(受取時、使用時、破損時)

使用方法の指導

- ① あらかじめ獣医師から対面で処置方法及び留意事項の説明を受ける。
- ② 遠隔診療時に獣医師からの指示内容（医薬品の名称、投与量、投与方法、出荷制限期間等）を記録し、指示どおりに投与する。
- ③ 別の家畜への処方等により同一の医薬品を保有していても、必ず予見薬を使用する。
- ④ 処置中に患畜の状態が急変した場合には獣医師に連絡し指示を受ける。

予見薬代金の上乗せ徴収

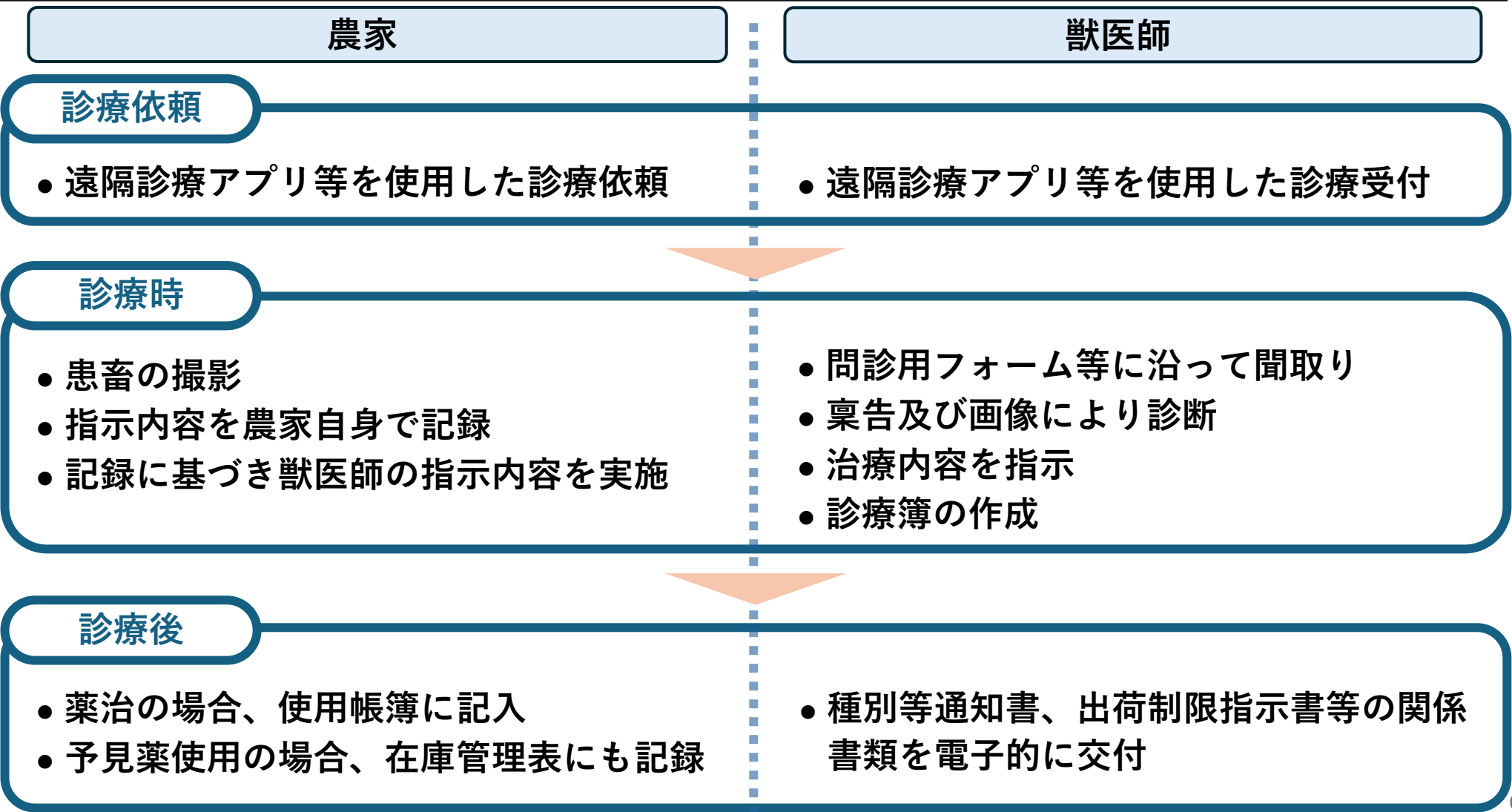
予見薬の交付時に代金（※1）を徴収。適正管理を義務付ける約款により、農家の無断使用を抑制。

※1 NOSAI北海道では予見薬交付時の薬価×係数（1.1倍など）の価格を設定。

※2 予見薬を交付した段階では、病傷事故ではないことから共済金の給付対象にはならない。

○ 遠隔診療の実施

○ 遠隔診療の場合、対面診療と比較して情報伝達の時間と方法が限られることから、農家及び獣医師は、実施事項をあらかじめ確認し、診療が円滑に行われ、その後の処理が適切に実施されるよう図る。



○予見薬に係る在庫確認及び診療料金の請求

在庫確認

- 家畜診療所は、定期的に農場における予見薬の在庫数量の確認を実施。
- 農場の在庫数量、農家による使用記録及び家畜診療所のデータとの整合性により、予見薬が獣医師の指示どおりに使用されていることを確認。

診療料金の請求

- 病傷事故の診療で予見薬を使用した場合、予見薬は農家の所有物であるため、獣医師は遠隔診療の際に院外処方をし、農家はその処方を下に自己所有の予見薬を使用したと整理される。農業共済組合は使用した予見薬に係る損害の額を、予見薬処方時の医薬品代又は薬価の9割のいずれか低い方で算定し、共済金を支払う必要。
- 予見薬以外の診療については、診療費の1割自己負担を農家から徴収するため、これらを相殺して農家に請求することも可能。

(参考) 予見薬を交付する場合の診療簿記入方法

○予見薬を交付する場合、診療簿を作成する。診療簿には、飼養牛のリストにより予見の対象を明確にすると共に、予見する疾病、処方する医薬品及び処置内容を記載。

〈予見薬交付時の診療簿（例）〉

カルテ番号	2024-3300000011	家畜診療簿 (事故外)	生産者	予見対象：別添牛群リストのとおり			
組合等	北海道農業共済組合		個体	(母)			
			責任開始日	生年月日	最終分娩日	最終人工授精日	
初診獣医師	初診診療所		診療区分		診療回数		
	NOSAI北海道		事故外 予見薬		1		
氏名 住所			引受年度 区分	掛金開始日	掛金満了日	予金返却	
			2024 000	R06/04/02	R07/04/01	する	
登録 毛色	999001	予見_妊娠・分娩機及び産後疾患	飼育番号	耳標番号	母牛責任開始	評価額	
病名 (山) (川)							
報告	遠隔診療に対する予見薬の薬治		畜産区分	出資目的			
原因	産後の低Ca		乳用牛				
	始発年月日	初診年月日	診察年月日	処置年月日	処置事由		
		R06/05/01					
請求年月	支払区分	免責割合	B給点数	A給点数	重傷点数	給付外金額	
		0	0	0	0	5,243	
診日	診療年月日	診療獣医師	注診	距離	冬季	病名	
1	R06/05/01		0006 同時診	0.0	☐	予見_妊娠・分娩機 及び産後疾患	
出資制限:動物	R06/05/04					出資制限:生産物	
体温	心拍数	呼吸数	種別コード	診療種別	数量	給付外	
			0050	薬治調剤を必要とするもの		1 請外	
現症メモ	処方番号	薬品	単位	数量	給付外		
予見薬交付 対象疾患：乳熱 予見薬：グルカ 予見対象：別添リストのとおり (前年実績の50%発症を予測) 予見期間：5月1日～6月1日 必要本数：7 使用方法：乳熱発症牛で初診時に1診 療当たり1本投与	商品コード	83000130	グルカ注20%	800mL1瓶	7 給外		
				800mLPB	1 給外		
		06306512	輸液セット バイアルインジェクター	1本		給外	
				1本		その他	

リストにより
予見対象牛を
明確化

予見する
疾病名を記載

処方する医薬品
及びその本数を
記載

必要な本数の考え方や処置
内容を記載

(参考) 遠隔診療を実施する場合の診療簿の記入方法

○遠隔診療時の診療簿の記載は原則対面診療時と同様であるが、①実施時刻を記載して実施実態が確認できるようにする、②予見薬を使用する場合は患畜が予見対象であることを明確にするなど、カルテ審査が円滑に行えるような情報を盛り込む。

〈遠隔診療実施時の診療簿（例）〉

②患畜が予見対象であることを明確にする

種別「遠隔診」を適用

①実施時刻、予見薬の使用を指示した旨を記載

カルテ番号		2024-3300000020		家畜診療簿		生産者			
組合等		北海道農業共済組合		(病傷)		個体		1111 1111111111 (母)	
責任開始日		H24/04/02		最終分納日		最終人工授精日			
初診獣医師		初診診療所		診療区分		診療回数			
		NOSA北海道		病傷				2	
氏名住所				引渡年度 区分		費金開始日		費金終了日	
品種名		ホルスタイン		00000001		1111			
病名		070502 急性乳房炎 レンサ球菌		飼育番号		母畜責任開始		群番類	
原因		遠隔診、予見牛が乳房炎		乳用牛				性別	
原因		低Ca血症		発症年月日		初診年月日		終診年月日	
				R06/09/30		R06/09/30			
請求年月		支払区分		免責割合		日給点数		△給点数	
		診療給付		0		585		247	
診日		診療年月日		診療獣医師		注診		距離	
1		R06/09/30				0006 同時診		0.0	
体温		心拍数		呼吸数		種別コード		診療種別	
						0035 遠隔診		数量	
						0991 初診(一般)		1	
						0051 薬治調剤を必要としないもの		1	
						5555 予見薬請求フラグ用コード		1	
現症メモ				処方番号		薬品		単位	
予見牛が乳房炎。発熱なし、起立正常、食緩慢、4分房プル、乳房主張。予見薬（ニューサルマイ）の3日分投与指示。10/3再度遠隔にて状況確認する。				4111		ニューサルマイS		1本	
				76300490		3gシリンジ		3 注入	

家畜を対象に活用された遠隔診療の事例を 以下の類型に基づき紹介

地理による分類

- 離島
- 中山間地域
- 都市部

対応による分類

- 往診の要否を判断
- 薬を用いた治療を指示
- 薬を用いない治療を指示

種類による分類

- V to V
- V to F

通信手段による分類

- 動画・画像＋電話
- 動画・画像＋テキストメッセージ
- ビデオ通話

家畜の遠隔診療の活用事例 ①

受精卵移植の可否の判断

地理	種類	通信手段	対応
中山間地	V to F	動画・画像＋テキストメッセージ	往診の可否を判断

流れ

- ① 農場勤務の人工授精師がポータブルエコーを用い卵巣の状態を撮影・送付
- ② 獣医師が画像を確認し、移植の可否を判断
- ③ 適期のみ移植用受精卵を注文し、獣医師が往診



家畜の遠隔診療の活用事例 ①

受精卵移植の可否の判断

効果

- 1 往診の回数削減
- 2 必要数を事前に把握できるため、受精卵の無駄を削減

共済制度上の扱い

- 1 受精卵移植は病傷事故ではないので、往診の有無にかかわらず遠隔診、往診等の診療点数は請求できない
- 2 特定の疾病の損害防止の取組ではないので、特損事業は対象外

必要条件

農家のエコー能力

家畜の遠隔診療の活用事例 ②

繁殖障害の診断

地理	種類	通信手段	対応
中山間地	V to F	動画・画像＋テキストメッセージ	薬剤使用を指示

流れ

- 1 農場勤務の人工授精師がポータブルエコーを用い卵巣の状態を撮影・送付
- 2 獣医師が画像を確認し、卵胞嚢腫と診断
- 3 農場主による治療薬の使用を指示

※ 治療薬は、予見薬としてあらかじめ農場に配置されたものを使用

家畜の遠隔診療の活用事例 ②

繁殖障害の診断

効果

- ① 往診の回数削減

共済制度上の取り扱い

- ① 卵胞嚢腫は病傷事故なので、遠隔診、初診及び薬治を請求できる
- ② 薬治に要した医薬品も予見薬の使用方法に従い請求できる
- ③ 仮に発症していない場合でも、事前に計画すれば検診の取組を繁殖障害を対象とする特損事業の対象にできる

必要条件

農家のエコー能力

農家の薬剤使用能力

農家の薬剤保管適性

家畜の遠隔診療の活用事例 ③

分娩誘起剤投入期の判断

地理	種類	通信手段	対応
中山間地	V to F	動画・画像＋電話	その他

流れ

- ① 農場従業員が分娩予定日を過ぎた牛の外貌画像を獣医師に送付
- ② 獣医師が画像を確認し、
分娩誘起剤の投与適期ではないと助言



家畜の遠隔診療の活用事例 ③

分娩誘起剤投入期の判断

効果

- ① 農家の不安軽減

共済制度上の取り扱い

- ① 病傷事故が発生していないので、遠隔診の診療点数は請求できない
- ② 事前に計画すれば、病傷事故の発生の有無にかかわらず、
検診の取組を新生子異常を対象とする特損事業の対象にできる

必要条件

特になし

家畜の遠隔診療の活用事例 ④

眼病の診断

地理	種類	通信手段	対応
中山間地	V to F	動画・画像＋電話	薬剤使用を指示

流れ

- 1 農場従業員が目が赤くなった牛の様子を送付、電話にて状況を説明
- 2 獣医師が画像及び電話での稟告から、**伝染病の可能性は低いこと、もみ殻等の異物が混入した可能性が高いことを指摘**
- 3 **農場主による精製水＋抗菌剤の使用を指示**



※ 使用した薬剤は、予見薬としてあらかじめ農場に交付されていたものを使用

家畜の遠隔診療の活用事例 ④

眼病の診断

効果

- ① 往診の回数削減

共済制度上の取扱い

- ① 獣医師が眼瞼炎、角膜炎等の病傷事故と診断すれば、遠隔診、初診及び薬治を請求できる
- ② 薬治に要した見薬の使用方法に従い請求できる
- ③ 眼疾患は特損事業の対象疾病に指定されていないため、事業対象外

必要条件

農家の薬剤使用能力

農家の薬剤保管適性

家畜の遠隔診療の活用事例 ⑤

呼吸器病の診断

地理	種類	通信手段	対応
離島	V to F	動画・画像＋電話	薬剤使用を指示

流れ

- ① 農場従業員が発熱、元気消失を呈した子牛の動画を送付、電話にて状況を説明
- ② 獣医師が動画及び電話での稟告（異常な呼吸音、努力呼吸、鼻汁あり、発咳なし、同居牛異常なし）から、**伝染病の可能性は低いこと、誤嚥性気管支炎の可能性が高いことを指摘**
- ③ **農場主による解熱鎮痛剤と抗菌剤の使用を指示**

※ 使用した薬剤は、予見薬としてあらかじめ農場に交付されていたものを使用

家畜の遠隔診療の活用事例 ⑤

呼吸器病の診断

効果

- ① 往診の回数削減

共済制度上の取り扱い

- ① 獣医師が気管支炎等の病傷事故と診断すれば、遠隔診、初診及び薬治を請求できる
- ② 薬治に要した予見薬の使用方法に従い請求できる
- ③ 呼吸器疾患は特損事業の対象疾病に指定されているため、事前に計画すれば事業対象にできる

必要条件

農家の薬剤使用能力

農家の薬剤保管適性

家畜の遠隔診療の活用事例 ⑥

画像診断の補助

地理	種類	通信手段	対応
—	V to V	画像＋テキストメッセージ	その他

流れ

- 1 かかりつけ獣医師が往診し、ポータブルエコー及びポータブルX線により撮影
- 2 判断の難しい症例については大学等の専門家に画像を送付し、助言を依頼
- 3 専門家の助言に基づき、対応を判断

家畜の遠隔診療の活用事例 ⑥

画像診断の補助

効果

- ① 診断精度の向上
- ② 技術の伝達

共済制度上の取り扱い

- ① 助言を行った専門家に対しては共済制度上の対価はない

必要条件

専門家とのネットワーク